

保健所や行政機関は野良猫の捕獲駆除や引き取り処分を行いません。

動物の愛護及び管理に関する法律



愛護動物を殺し傷つける犯罪

#### 懲役2年罰金200万円

飼い主が弱らせるなどの虐待犯罪

罰金 100 万円



捨て猫違反罰金 100 万円 野良猫をよそに捨てても犯罪です。





## 野良猫の数、減らしませんか?

猫で困っている方、好きな方、町内の皆さん、 役所や保健所も一緒に地域の猫の情報を集め話し合います



# 不妊去勢手術をします

手術済の猫には、子猫をつくらない目印をします





### だれにでもできる地域猫対策

地域の中で・餌やり・片付け・掃除・保護・資金集め・報告等、 皆さまのできる範囲の役割分担で進める、地域環境保全活動です



# 猫が迷惑動物?…の印象が薄れます

野良猫トラブルが少なくなり、町内のコミュニケーションが豊かになります



## 回覧板や掲示板でご案内

役所や保健所も一緒に町会ぐるみで地域猫対策を行っていることを町内の皆様にもお知らせします、自治会・マンションの管理組合・公園などでも同じ対策が行われます



#### ねこの飼い主さんへお願いします

●不妊去勢手術●室内飼育●身元の表示●適正飼養や終生飼養は飼い主さんの努めです●捨て猫違反や殺傷、弱らせるなどの虐待は罰則のある犯罪です



猫のことでお困りなことがありましたら、メールにてご相談ください

- ●ホームページアドレス:http://nosuteneko.com
- ●ご相談メールアドレス: info@nosuteneko.com

NPO 法人捨て猫をなくす会は、殺処分される猫を一匹でも減らすために TNR を助成・お手伝いする団体です。

当会は猫を捕獲・保護することは致しません